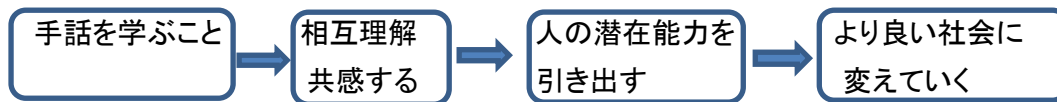


ソーシャルワーク概論

矢島陽一・社会福祉士

1 なぜ、ソーシャルワークを学ぶのでしょうか



『障害』のとらえ方の変化

大川弥生著『生活機能とは何か ICF:国際生活機能分類の理解と活用』他より抜粋

「生活機能」とは“生きることの全体像”を示す共通言語です。

そして、さまざまな専門分野や異なった立場の人々が共有し、共通理解に役立てることを目指します。

“生きることの全体像”とは図にあるように、「人が生きること」のすべての面を、総合的に「生活機能モデル」に立ってとらえることです。

図の中央にある「心身機能・身体構造」「活動」「参加」の3者をすべて含んで、それを総合した「包括概念」が生活機能です。この生活機能に影響するものとして、上に「健康状態」下に「環境因子」「個人因子」があります。

《健康状態》

これは病気やケガだけでなく、妊娠、高齢、ストレスなど、非常に広い範囲のものを指します。

《心身機能》

手足の動き、精神の働き、視覚・聴覚、内蔵の働きなどの機能です。

例えば、感音性か伝音性か、聴力の差などが該当します。

《身体構造》

手足の一部、心臓の一部(弁など)などの、体の部分のことです。

《活動》

個人レベルで「生きること」の側面をとらえたものです。

歩く、顔を洗う、歯を磨く、食事をする、風呂に入る、トイレに行く、服を着る・脱ぐ、などは重要な「活動」です。家事行為(調理する、掃除するなど)、社会生活上必要な行為(仕事行くために電車やバスに乗るなど)、余暇活動(趣味やスポーツなど)に必要な行為も入ります。

※できる、できない(能力)、している、していない(実行)は個人によって異なります。

《参加》

社会レベルで「生きること」の側面をとらえたものです。

主婦としての家庭内役割とか、職業人としての役割、職場での管理的役割、学童や学生としての役割、あるいは趣味の会に参加する、スポーツに参加する、地域組織の中で役割を果たす、文化的・政治的・宗教的などの集まりに参加するなどの、広い範囲のものが含まれます。

《環境因子》

①物的な環境

建物・道路・交通機関・日常的に使用する物体・器具（食品、薬、衣服など）、福祉用具（車いす、杖、義肢装具など）、自然環境（地形、動物、植物、災害など）など（例）人工内耳

②人的な環境

家族、友人、仕事上の仲間など。また、それらの人の態度や社会意識としての環境（会社や同僚が障害者や高齢者をどう見るか、どう扱うかなど）など（例）障害の受容

③社会的な環境

医療、保健、福祉、介護などに関するサービス・制度・政策（例）手話通訳

《阻害因子と促進因子》

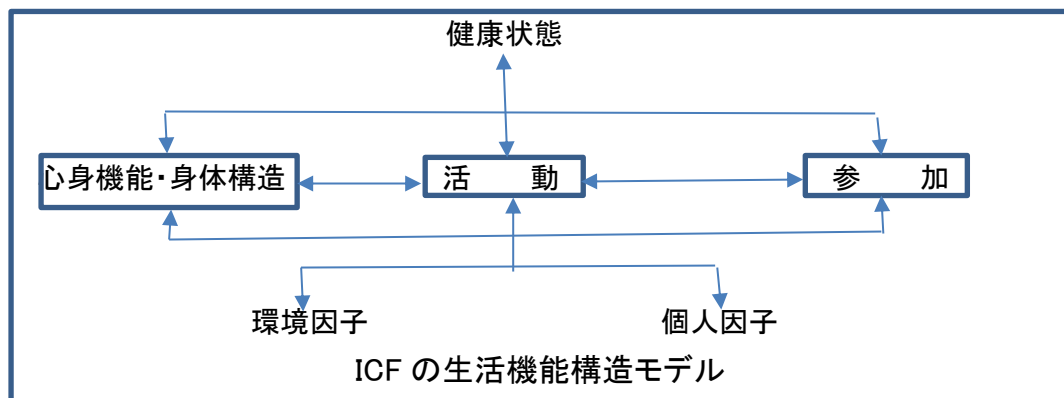
「環境因子」が生活機能に対してプラスの（向上させる）影響を与えているときは「促進因子」と呼び、マイナスの（低下させる）影響を与えているときは「阻害因子」と呼びます。

介護は生活機能モデルの中で、生活機能に直接影響する「環境因子」として位置づけられます。

介護の必要な人への働きかけとして、生活機能（特に活動・参加）を向上する「促進因子」として効果をあげますが、一方で、やり方によっては、介護は「阻害因子」にもなりうることは、常に注意を要します。

《個人因子》

その人固有の特徴のことです。これは非常に多様です。年齢、性別、民族、生活歴（職業歴、学歴、家族歴、など）、価値観、ライフスタイル、コーピング・ストラテジー（困難に対処し、解決する方法）、などです。



聴覚障害者の場合

心身機能

（プラス面）“見る力”は聴者より優れている。（マイナス面）聞こえない。

活動

（プラス面）手話という遠くからでも通じる言語をもっている。

《例》水の中、線路を隔てたプラットホームの相手ともコミュニケーションをとれる。

（マイナス面）音声言語の習得が困難である。

参加

（プラス面）多少の騒音の中でも気にせずに仕事に集中できる。（マイナス面）電話の受信音が聞こえない。

3 「社会生活力」を高めるソーシャルワーカー

一人ひとりの生活者の抱えている問題の解決に取り組むことがソーシャルワークです。

6 ソーシャルワークに求められること

〔バイステックの7原則〕

《個別化の原則》

個別化の基盤は、個人として存在できる権利と、人一般としてではなく違いをもつ個人として扱われる権利です。

《自己決定の原則》

ワーカーは、利用者が自分自身を助け、自分自身で意思決定し、責任をもって行動するような援助を行うべきです。

しかしながら、利用者の自己決定には2つの誤解があります。

○受け入れられない行動(暴力、虐待など)もあるし、それらは抑制されることが必要です。

○貧困、権利剥奪、人種差別などがあるとしても、そうした状況におかれても意思決定能力は保持しています。

《非審判的態度の原則》

ソーシャルワークは、「有罪、無罪を決めたり、問題やニーズに対して利用者に責任をとらせる」ということではありません。しかし、ワーカーは利用者のすること、すべてを認めなければならないというわけでもありません。

ワーカーは、ある特定の行為が受け入れられないことを発見し、その行為を非とするかもしれませんが、その人を「非」とすべきではないのです。そして、援助はニーズと優先順位に沿って提供されるべきであり、助ける価値があるかどうかによって提供されるべきではありません。

例えば、飲酒過剰の問題に対して自己責任があるという理由でサービスを否定することはその利用者に対するプレッシャーを増大させ、さらには問題を悪化させる危険性があります。

非審判的な態度に関係して共通に見られる一つの誤解は、審判的態度と専門的な判断をすることの混同です。

《秘密保持の原則》

専門家として「ついうっかり」という場面は実際に起こりえます。名前や地域が匿名でも、それを聞いた第三者は「自分の家族のことも、こうやって人前で話をされているのでは」と思ってしまいます。秘密保持は絶対的ではありません。児童虐待の場合は例外と言えます。

※個人情報の保護に関する法律第23条第1項～4項に例外規定があります。

《統制された情緒関与の原則》

ワーカーは自身の感情には気づき、その一方で、適切な対応の邪魔になるような自分自身の感情表現を許しません。すなわち、自分自身の感情を無視しないし、また感情的に巻き込まれてしまうことを許しません。

受容の原則と同様に、この原則を実現するためには、ソーシャルワーカーひとりの努力だけではむずかし

いため、経験豊かで優れたスーパーバイザーによるサポート体制が必要です。

《意図的な感情表現の原則》

自分の感情、特に否定的な感情を自由に表現したいという利用者のニーズを認めることです。

これを「本音で語り合える関係」「仕事を越えた信頼関係」などととらえてしまうと、利用者がソーシャルワーカーに対して依存的になったり、逆に利用者の過度の要求を拒絶すると、関係修復が困難となりがちです。

「統制された情緒的関与の原則」と同様に、スーパーバイザーによる助言が必要です。そうでないと、意図的ではなく独りよがりな感情表現となってしまう危険性があります。

《受容の原則》

人としての尊厳性はすべての人が権利としてもっているものであり、特定の個人が獲得したり、達成したりするものではありません。例えば、ある人物が他人の住居に侵入したいと思っても、実際に行動に移すことが困難な価値観といえます。それでも、受容はソーシャルワークの基本的な価値観なのです。

ソーシャルワーカーの基本姿勢

共感と同情の違い

JCA カウンセリング・傾聴スクール講師・野川 仁氏・著書より抜粋

	共 感	同 情
理解する枠組み	相手の世界	自分の体験や記憶・価値観
目線	同じ目線	少しの哀れみが入る
成立するための人数	二人	一人でも可能
成立するタイミング	話し手が聞き手の言葉を受け取り、共感してくれたと感じた時	聞き手が自分の体験に当てはめ『かわいそうに。大変だ。つらいだろう。』と感じた時

自己覚知

クライアント（利用者）との専門的な人間関係を通して相談援助を進めていく上では、自己覚知は欠かせません。

クライアントと信頼関係を築くために、ソーシャルワーカーとしての自分がクライアントと関わっている時どうしているのか、例えば緊張を感じる（もしくは落ち着く）、クライアントの言うことに自分が同意できる（あるいは反発を感じる）など、冷静に受け止め分析するためにも、自分の物事への受けとめ方など、自分についてよりよく知っておくことが大切です。

自己覚知を修得するためのポイントは、各自がもっている自分像（自分はこういう人間です）を豊かにすることです。そのためにも、他者を通してさまざまな角度から、自分を見て自身が気付かなかった別の一面を知り、自己理解を深めることです。

『ソーシャルワーク概論』追加資料

ICF の考え方では、社会的不利は病気やそれに関する症状ばかりが原因ではなく、本人を取り巻く環境などもその原因だと考えられています。

その人を取り巻くすべてがそれぞれ干渉しあって、その人の生活環境を作りだしますので、たとえば病気などが改善に向かわなくても環境などその他の部分で補完すればその人の望む生活を作りだすことができるということを表しています。

ICF では、障害というものを総合的にみて、どこを改善するとどうその人の生活が良くなるのか分析的に考える視点を与えてくれます。

- ①聞こえていた人が失聴した(心身機能の低下)場合でも、人工内耳を装用して音声言語で会話できる。また、音声言語だけでなく手話サークルに入って手話も同時に習得した。
- ②人工内耳という補装具や、会議での手話通訳による情報保障もついたことによって、仕事に復帰できるようになった(参加向上)。
- ③心身機能の低下が起こってそれが治らなくとも、人工内耳装用という補装具、手話通訳という「環境因子」を活用することによって、その人の「生活機能」は向上させることができたわけです。
- ④「聞こえなくなった」ことに打ちひしがれていないで手話サークルに出かけたという「個人因子」も関わっているでしょう。